

全国民闘連ニュース

第42号

1990年

2月1日

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F 8号 Tel 06-972-1608
〒201 川崎市川崎区桜木1-8-22 Tel 044-288-2997

コミュニケーションの場と

「補償・人権法」実現のために

代表 李 仁 夏



する社会的ニーズがあるということであろう。

民闘連ほど不思議な運動体はないと思う。組織の綱領があるわけでもないし、確固たる財政基盤があるわけでもない。それでも、毎年、全国交流集会を保障し、第一五回にも至った。それには、大きく二つの理由が考えられる、一つは、既成の団体が、新時代のニーズに答えられない時に、民闘連のような自由にして幅の広い市民運動体に対

もう一つ理由は、民闘連全国代表者会議が前回で一〇三回目を数えていることである。各地域で地道な働きをしている者がそれぞれの草の根の運動を代表して、殆ど手弁当のスタイルで結集している。こうした若い世代の地道で献身的な働きがこの運動体を今日まで支えているのである。

この度、神奈川と大阪でそれぞれ出していたニュースを新年号から全国で一本にまとめて出すことになった。民闘連は綱領は無くとも、大枠の「三原則」を共有し、それ

に賛同する者に開かれている。一、生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。二、各地の実践を強化するために交流の場を保障する。三、在日同胞と日本人が共闘する。これらの「実践」「交流」「共闘」は、どれをとってみても、問題を共有する手段を必要とする。全国版のニュースは、まさに、そのコミュニケーションの場を保障することに他ならない。

民闘連は、一昨年の大阪での全国集会で、「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法」案を世に問い、昨年は、説得力ある解説書

「在日韓国・朝鮮人の補償・人権法」を新幹社から出していただいた。これは、大変な注目をあびて、我々の意図とは別に「九一年問題」へ向かって、一つの光をあてることにもなった。しかし、これが実現に向かって、世論を喚起し、これを政治化していくためには、これに向けての運動が、草の根（民衆的）に共有化されなくてはならない。そういう意味で全国版ニュースの発行は、時宜にかなったものである。

しかし、継続させるためには、熱意もさることながら、財政問題も大切である。手弁当でやってきた民闘連は、その伝統を生かして、ニュースの読者のカンパを切に期待するところである。

第15回全国交流集会の成功を 「補償・人権法」制定につなげよう！

< 全国交流集会報告特集 >



一九八九年十一月一八
〜一九日、第二五回民闘
連全国交流神奈川集会が
開催されました。(参加
状況は別表の通り)
「在日旧植民地出身者
に関する戦後補償および
人権保障法制定をめざし
て」という集会のテーマ
にそって、基調報告には
じまり、記念講演、分科
会では活発な議論が繰り
広げられました。

集会の基調が「法案は
民闘連の一五年の取り組
みの中で蓄積された要求
である」と述べているよ
うに、「補償・人権法」
案の条文に対応する「戦
後補償」「基本的地位」
「教育」「生活保障」の
各分科会では、各地域の
様々な取り組みと「補償
・人権法」の結びつきに
ついて論議が交わされま
した。

また、民闘連運動を支
えている地域実践の交流
会、更に、「補償・人権
法」の時代の主人公とな
る高校生たちの交流会も
並行して行われました。
そして、二日間の集約
として、集会の最後に、
集会決議が採択されまし
た。決議は最後にこう唱
っています。
「我々は、この『共生』
のための闘いを、在日韓

国・朝鮮人の友と、日本
人の友に広く呼びかける。
そして、我々自身、大い
なる勇氣と自信を持って、
『補償・人権法』制定に
向けた取り組みを進める」
集会後の代表者会議で
は、集会決議を受けて、
既に「補償・人権法」制
定にむけての方針が論議
され、国会内でのロビー

活動など具体的な取り組
みが準備されています。
また、兵庫では一九九〇
年全国交流集会開催の準
備も進められています。
最後になりましたが、
集会の成功に御協力下さ
った皆様方、大変有難う
ございました。これから
も共に頑張りましょう。

都道府県別参加状況

沖 縄	1	岐 阜	1
福 岡	6	愛 知	1
佐 賀	1	石 川	1 2
広 島	1 3	静 岡	1
岡 山	3	東 京	6 9
香 川	2	千 葉	3
大 阪	7 8	埼 玉	9
奈 良	5	宮 城	2
兵 庫	2 7	神 奈 川	2 8 9
京 都	1	そ の 他	7
三 重	9	計	5 3 9

カムサハムニダ!

地元実行委員会女員△△から

実行委員会事務局長 △△△△△

報告の前に一言、本当に有難うございました。

振り返ると、地元実行委員会としては、集会準備のスタートが大変遅れたと思います。第一回の

実行委員会を六月に持ち、実行委員会事務局長になって5ヶ月間、実行委員長の高の三浦泰一先生を始め多くの実行委員の皆様の方でスタートの遅れを取り戻せたことを本当に感謝しています。

とりわけ、予め一番大変であろうと思われた『資料集』の編集作業を担当して頂いたRAIK(在日韓国人問題研究所)の佐藤伸行さん、鄭伸幸

さんとブルコギの会の鶴

沢美奈子さんには、無理な日程の中で素晴らしい内容にして頂き、ひたすら感謝、感謝であります。

こうした皆の輪で、一月一八・一九日の二日間、どうにかこうにか公式発表五三九人の集会を開くことができました。

色々問題はありましたが、懇親会で在日と日本人が共に食べ飲み歌い踊る姿を見ると、こういう場が普通の社会としてあれば、本当にどれほど素晴らしいかと思わざるを得ません。

各地の仲間たちが、地域で培ってきた実践に裏



打ちされた芸を発表している姿を見ると、やっぱり運動は明るくなくっちゃいけないと自分に返すことができたのです。

他には、日程上、川崎市長選挙と重なったにもかかわらず民関連史上初めて県評に後援していただけたことは大きな前進であったように思えます。ただ、二日目の分科会

で、地域実践交流会への参加が少なかったことは、地域実践を柱にしてきた民関連にとって問題ではないかと思いました。

最後に、第一五回全国交流集会で一番印象に残ったことは、初日の懇親会の後、いつもの通り二次会→三次会→四次会と続くネバーエンディングストーリーのような飲み会の最後の店で民関連に集う二〇代半ばの者たちの席で出た話です。

その中の一人が「いつも全体会の後、飲んでつまらない話ばかりしていいいのか?」という話から始まった議論でした。そこにいるメンバーのほとんどは、民関連が地域運動の中で育ててきた人間であることを考えると、一番年をとってから関わっている自分なんかは、



二日目に寝ている高校生や青年層と重ね合わせながら、このままでいいんだろうかと感じています。第一五回の集会は、自分のイメージなど何も出せなかったけど、高校生や青年が寝ないような集会のイメージを出せるように、民関連のメンバーとして今後考えてゆきたい。……………

記念講演(1)の要約紹介

「在日韓国・朝鮮人の戦後補償」

田中 実弘 (愛知県立大学)

はじめに

民開連の岡山の集会で

初めて提起された「定住外国人基本法」は、大阪の集会では「補償・人権法」という形で内容が整理されました。ここではその二つの柱の一つに何故「戦後補償」が掲げられているのかについて考えてみたいと思います。

八〇年代の「教科書問題」「靖国神社公式参拝」「藤尾発言」「奥野発言」など、日本の侵略戦争による中国人二十万人の死をないがしろにする

動きに対して、八八年九月一八日、在米中国人が、日本に対する賠償要求の集会を開きました。

私は、そこに在日の問題と共通する日本の戦争責任の問題というものを感しました。

歴史観・歴史認識の問題

の問題

天皇が言う「過去の不幸な関係」、日韓地位協定が言う「特別な関係」竹下前首相が言う「後世の歴史家の判断に委ねたい」等々、日本の歴史認識の中では何故在日が日

本に住んでいるのか、どこに責任があるのかなど一切ふれられていません。しかし、中国では「前事不忘、後事之師」(昔の事を忘れなければ後々の戒めになる)という故周恩来総理の言葉があります。タイの日本軍の鉄道建設地であったカンチャナライの戦争記念館には、「Forgive But Not Forget」(日本を許してやろう。でも絶対に忘れない)と刻まれています。アメリカでは「不正義を忘れ、あるいは無視する国民は再びそれを繰り返してしまおうだろう」と

国民に説きながら、赤字財政の中、日系人強制収容に対する補償金の支払が議決されました。「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在も見えなくなります」これは戦争が終わって四〇年たった時の西ドイツのワイツゼッカー大統領の連邦議会における演説です。ところが当時の中曽根首相は靖国神社に公式参拝をし、アジアの諸地域から一斉に反発を受けています。今、日本において「戦後補償」を問題として掲げる一つの理由はここにあります。

返してしまおうだろう」と国民に説きながら、赤字財政の中、日系人強制収容に対する補償金の支払が議決されました。

「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在も見えなくなります」これは戦争が終わって四〇年たった時の西ドイツのワイツゼッカー大統領の連邦議会における演説です。

ところが当時の中曽根首相は靖国神社に公式参拝をし、アジアの諸地域から一斉に反発を受けています。今、日本において「戦後補償」を問題として掲げる一つの理由はここにあります。

貫徹される国籍

イデオロギー

一九四六年二月二三日マッカーサー憲法草案が

日本政府に提示されました。その第一六条には「外国人は平等に法律の保護を受ける権利を有する」という条文がありました。しかし、これは日本

との交渉の過程で削除され、最終的には現行憲法のいう「国民の権利並びに義務」の「国民」には外国人は含まれないとされてしまいました。「日本の憲法は日本国民の人権だけを保障しているのだ、外国人は関係ない」とし、その後の在日韓国朝鮮人に対する公的な差別の根拠としたのです。

一方で、日本政府はサンフランシスコ平和条約発効の際に、在日旧植民地出身者から一方的に日本国籍を剥奪しました。

この時点で日本国籍を喪失することは、外国人として国籍を理由にした

様々な差別を受けるということに直結します。

八九年九月、政府はシベリア抑留者に対して十萬円の見舞い金を出すことにしましたが、政府はそこでも「日本国籍を有する方」と注意深く国籍条項を設けています。

一連の戦後改革の中でGHQは日本政府に軍人恩給を停止させていましたが、一九五二年四月二八日の独立回復と同時に日本政府は戦争犠牲者援護法を復活させました。

現在では先のシベリア抑留者に関する法律を含めて一三本の戦争犠牲者援護立法がありますが、ことごとく国籍条項が設けられ、旧植民地出身者は全て排除されています。

一九八九年度一般会計予算約六〇兆円のうち、実に二兆円が戦争犠牲者

援護立法に基づく補償にあてられています。しかし、全く同じ境遇の旧植民地出身者には一切支払われていません。

これら戦争犠牲者援護立法が次々とつくられていくのは一九六〇年代半ばからです。一九六三年八月一日に日本政府は全国戦没者追悼式を初めて行い、同年一月に千円札に伊藤博文を登場させ、翌一九六四年の天皇誕生日には戦没者叙勲をはじめて行いました。そして一九六五年に日韓条約が結ばれます。一連の政策と、戦争犠牲者から旧植民地出身者を完全に排除してゆくということが同時進行で行われています。ここに国籍イデオロギーが貫徹しています。



日韓条約に
戻って考える

韓国籍者に軍人恩給等

が出ないのは日韓条約で韓国に賠償金が支払われて、精算が終わったからとされています。実際、日韓条約のときに「日韓請求権協定」が結ばれ、有償・無償約五億ドルが韓国側に支払われました。しかし、その一部は「対日民間請求権申告法」(一九七一年)によって、戦争で受けた民間の被害を処理するため使われて

いますが、この法律の第二条には在日は戦争で受けた被害を韓国政府に請求できないと定められています。実は、「日韓請求権協定」の二条二項(a)のなかにこの協定は在日を対象としないことが明記されていたのです。日本側が日韓条約で在日の問題はカタがついているということと食い違っています。

他にも在韓被爆者二万三千人の対日賠償請求、サハリンの朝鮮人の補償要求、白紙の状態にある北朝鮮に対する戦後補償の問題など未だにカタがついていない課題は山積みしています。

おわりに

アメリカ・カナダでは日系人収容に対する謝罪

及び補償の取り組みが進められ、カナダは日系補償局係官を日本に派遣して各地での説明会を開いています。西独の戦争犠牲者援護立法には国籍条項がなく、更にはベンツ社のように私企業による補償も行われています。ソ連でも「日本人のシベリア抑留」についての見直しが始まり、九〇年には当事者間でシンポジウムが行われるようです。ワイツゼッカー演説をかりるまでもなく、過去に目を閉ざす者は今のことがわからなくなってしまう。こういう視点を抜きに在日の問題を進めていくと、非常に一面的なものになってしまうかもしれません。戦後補償の視点をしっかり踏まえることがどうしても避けられないように思います。

記念講演(2)の要約紹介

「在日韓国・朝鮮人の人権保障」

△金 東 勲 (龍谷大学)

「在日」の居住権
と「永住」

在日の歴史的定住原因と居住権については繰り返し繰り返しの言われてきているにもかかわらず、日本政府はその責任を認識していないようです。日本政府が自らの意思と行動によって在日の定住原因を作ったことは厳然たる事実です。従って日韓法的地位協定があろうがなかろうが、一九五二年のサンフランシスコ講和条約の段階で在日韓国・朝鮮人はその永住権を保

障されて当然でありました。然るに日本政府は法一六号において「当分の間」という形でごまかしたのです。六五年の地位協定も、既成事実を認めただけの名ばかりのもので、永住という言葉を使っているもののその内容は在日の人権を認めるようなものではなかったのです。

これに対し民関連は、「特別永住」という表現を使って無条件に永住を求めるよう要求を行っています。在日韓国・朝鮮人以外の定住外国人が急増するなかで、旧植民地出身者に対してのみ「特別永住」という権利を与えることにつき危惧を抱く声もありますが、日本政府・日本社会があまりにも歴史的な責任から逃げ回っている状況にあえてその姿勢を問うているのです。

もうひとつ必要なのは永住を権利として認めさせることと、永住の内実化です。日本政府は現在、永住資格はあくまでも許可でありいつでも取り消すことができるという立場をとっています。また崔昌華・崔善愛両氏の裁判でも明らかにされた、再入国許可の問題があります。そもそもの制度は、日本に入国した外国人が何らかの理由で一時的に出国する場合に、再度ビザをとらずにすむよう、便宜を図る主旨のもので、国際人権規約や世界人権宣言に定められた「自国に戻る権利」などという「自国」とは決して国籍国だけでなく、現に家庭を持ち職場を持つ定住国を含みます。永住権をもった外国人の再入国を認めないような道義的にも法理的にも根拠のない施策は廃止されるべきです。それに退去強制の問題もあります。退去強制は国家が主権の属性として当然に行使できる権利です。が、決して無制限に恣意的に行使できる訳ではないのです。退去強制は一家離散、特

に子供を親から引き離す結果ともなりかねず、人権尊重という立場から考えれば非常に問題の多い制度なのです。

また居住権との関係で外国人登録法の問題があります。この外登法というのはあくまで我々を管理するための登録です。ただこの登録を地方行政が行政施行や身分証明に利用しているに過ぎないわけです。ですから外国人登録は住民登録とは全く違う意味を持ちます。我々を地方自治法では住民と認めながら、住民としての登録はなく、行政サービスから除外される結果となっています。

「在日」と

民族的基本権

自民族が歴史的に発展

してきた文化を継承し、維持し、自らが民族としての自覚を保持するためには、その歴史や言語や文化に接することが不可欠です。これは国際人権規約やユネスコの勧告、子供の権利条約でも確認されている権利です。然るに日本では依然として民族学校が正当な位置付けをされず、日本の公立学校に通う在日の子供たちの民族教育の保障もなされていないという現状があります。在日の子供たちが自分たちの民族を隠し、語れず、日本の子供たちは友人の国籍を知らず、また知らないふりをして机を並べている、そんな教育現場の状況を改善していく。これは日本が単一民族社会観から抜け出して本当に国際化を達成するためにも、避

けては通れない道なのです。また在日の文化活動に対する日本の教育行政・地方自治体の姿勢は概ね冷ややかで、偏見に満ちたものであります。アイヌも含めて、こういった日本国内の異文化との接触の仕方を考え直してもらわねばならないと考えます。

「在日」の住民性 と社会参加

次に在日の住民性と社会参加について、これはまさに国籍・民族・人種といったものを越えて地域社会の住民としてその社会に働き、納税等の義務も果たし、社会の発展に寄与している人々の、住民としての権利保障の問題です。外国人も住民だという認識の欠如をま

ずただしていかなければなりません。そして参政権の問題があります。参政権が当然外国人にも認められるべきだという結論は地方自治法の法理から導かれ、また人権の国際化という過程において、参政権は国籍に関係なく全ての人に保障されるべき社会参加の権利として存在する、という考え方からも導かれます。この社会に根付き生活している定住外国人に参政権だけを拒否する正当な理由などありません。

雇用差別および社会的差別的撤廃と積極的立法措置

最後に雇用差別、社会的差別的撤廃です。公務員や教員の門戸はほぼ閉ざされた状態です。自治

体によって対応がまちまちですが、積極的に採用している自治体がある以上、拒否している自治体は差別といわざるを得ないでしょう。民間企業の場合は、ただ形式的に差別しませんというのではなく、外国人雇用促進法の制定などを通じて実質的な平等を目指さねばなりません。社会的にも、まだまだいわれのない差別が温存されている。しかし人種差別撤廃条約を批准すれば、差別を禁止し差別に対して法的制裁を加える差別禁止法を国内で整備しなければならず、そうした立法措置によって社会的差別を抑制することができると。そしてその過程で差別は悪なんだという認識を社会のひとりひとりが自覚していくこともできます。

最近のバチンコ疑惑や大韓航空機事件で子供たちに加えられた差別や暴力、あれは大人社会の排他的・人種優先主義的な民族主義が反映されたものです。本当にこの社会が国際的に開かれて、そしてここに生きる子供たちに他人を人として尊重し、違う民族・文化を認めるという心を育むためには、国際社会が国家権力の反対を押し切り、色々な英知を集めて作り上げた、人種差別撤廃条約・子供の権利条約等の批准がまさに求められているのです。

第一分科会報告

戦 後 補 償

兵庫民関連 仲原良二

予定されていた「松代大本営建設と朝鮮人」は報告者の欠席でできなかった。で、「ウトロ」地上げ反対の闘いと「B級戦犯の問題」の二本の報告となった。

「ウトロ」朝鮮人居住地域における地上げ反対の闘い
報告者 斎藤正樹
(ウトロを守る会)

①京都府宇治市の「ウトロ」という在日韓国・朝鮮人(八〇世帯三八〇人)の住む町は今、西日本殖産という地上げ屋による立ち退き強制の恐怖の毎日が続いている。

「ウトロ」とは宇土口(うどぐち)からいわれるようになった地名である。

この問題の発端は、こ



の町内には道も水道もない。水道を付けよという住民要求に対し、登記上の土地所有者「日産車体株式会社」が水道埋設を拒否するので、追求してゆくと、二年前一九八七年八月に、ウトロ住民には無断で「西日本殖産」に土地を売っていることが初めて分かったのである。

土地は「日産車体」の

所有であったが、その上に建つ家はウトロ住民のものであるから、「家を潰して出てゆけ」という攻撃である。そのやり方は、買いたい業者がトラックで乗り付け民家を壊そうという直接暴力であり、また一方では土地明け渡し訴訟一第一次から現在第一二次訴訟(七〇人)の裁判攻撃である。

②ウトロは戦時中、軍事飛行場建設のため強制連行されてきた朝鮮人労働者の飯場である。その土地の中に戦前の国策会社(京都府も資金を出している)である「日本国際航空工業」という飛行機生産工場があった。戦後、飛行場は米軍が接収して基地となり、その後陸上自衛隊大久保駐屯基地に、飛行機工場は民間の「日国工業」に払い下

げられ、トラック車体を作り朝鮮戦争の特需をへて「日産車体」(本社神奈川県平塚市)となった。敗戦によって当時一三〇〇人いた朝鮮人は職を失い、日本政府や国策会社から何の保障もなく放置されたウトロ住民は、飯場のあとにバラックを建てて生活してきたのである。

③ウトロ問題は日産車体が朝鮮人居住の歴史を全く無視し、その土地に家を持つ住民に何の話もなく土地を転売したことにある。町内会、ウトロ土地対策委員会、守る会は、一体となって闘っている。闘いの目標は、①地上げ屋との闘いであり法廷闘争に勝つこと②日産車体に戻させること③行政闘争・国・自治体への保障要求である。

報告者斎藤さんは民関連の「補償・人権法」をみてこれだと思ったという。まさにウトロの闘いは戦後補償の闘いそのものである。強制連行してきた国策会社であるから戦後は国・地方が就職、住居などの生活権を保障することが戦争責任を実際に償うことである。これに加担した企業「日産」は同じ自動車会社ベンツ社に見習い補償すべきである。闘いはこれから。

「BC級」戦犯
と朝鮮人
報告者 内海愛子
(アジアの
女たちの会)

①A級戦犯は、戦争指導者に対して連合国共同による極東軍事裁判(いわゆる東京裁判)によっ

て裁かれたが、それ以外にBC級裁判は「通例の戦争犯罪」として各国の軍事裁判に付されたのである。BC級戦犯として起訴された者五七〇〇人、そのうち朝鮮人一四八人(うち二三人死刑)台湾人一七三人(うち二一人死刑)その殆どが徴用された軍属か民間人で、東南アジアの俘虜収容所の監視員で虐待の罪で裁かれた。

②一九五二年サンフランシスコ条約発効とともに「日本国民でない」とされながらも抑留されている朝鮮人戦犯ら二九人は人身保護法に基づき釈放請求の提訴をした。(五二年六月一四日)同年七月三〇日最高裁は「戦犯者として刑が課せられた当時は日本国民であり、平和条約発効後も同

条約第一一条により刑の執行の義務を負い、国籍の喪失・変更は、右義務に影響を及ぼさない」と棄却した。

③サ条約で占領解除になるや否や「戦傷病者・戦没者遺族援護法」を公布。日本人戦犯はその対象になったが、付則2「戸籍法の適用を受けない者についてはこの法律を適用しない」とされ、朝鮮人戦犯らは援護されないことになった。

④このことは「その当時は「日本国民であった」から今も刑は執行する」が援護(補償のお金)は「もともとの日本人でない」からやらないというものである。これほどハレンチで理不尽なことはない。これに起こった人達は「韓国人戦犯同進会」を結成し、援護法の



国籍条項撤廃とその補償要求をかかげてデモと抗議の連日であり、国会突入のデモを敢行した。六〇年安保闘争以前での国会突入デモはこれがはじめてであろう。一九六二年一人一日五〇〇円×戦犯日数で補償する約束ができるが、日韓条約(一九六五年十二月)で請求権は解決されたとして駄目になってしまった。

⑤東京裁判は、(1)天皇の戦争責任(2)七三一細菌部隊(3)連合国側の戦争犯罪(4)日本の植民地侵略については一切裁いていないのである。

⑥会場からの意見として特攻隊生き残り朝鮮人が見寄りにいる報告(朝鮮人特攻隊員一人戦死)と戦犯・戦没者の慰霊碑が各地に建立し植民地侵略と戦争加害者の戦争責任に全くふれていない日本人の精神構造が問われた。最後に田中宏先生より、補償法の実現に向けてのアピールと中国人からの二つの賠償要求(花岡鉦山の鹿島建設と南京大虐殺についての中国と日本政府への)がまもなく提起されるというニュースが付加されて、終了した。

第二分科会報告

基 本 的 地 位

集会の報告から



参加者は一〇〇名。初めに、弁護士の金敬得氏より簡単な解説が行われた。その内容は、

＊日本では、ずっと国籍選択の自由が認められていなかった。それは法治国家としての認識がいかに弱いかを示すものである。

＊一片の民事局長通達によって、それまで日本国

籍を所有していた朝鮮人の国籍を簡単に剥奪する事には多くの問題を含んでいる。

＊日本の法律は、ヨーロッパの法体系を模して作られているが、ヨーロッパでは日本のように「国民イコール民族」という意識はありえない。現在の日本の法律は、在日朝鮮人の実態に即しておらず、補償・人権法のような実態に即した法の制定が望まれる。

以上のような点について述べられた。

反外登法の闘い

1989

報告者 佐藤信行

(RAIK通信)

今年は何よりもまず、

外国人登録法違反者に対する、天皇の死による「

恩赦」の強行があった。

これまで各地の法廷において、登録証常時携帯義務および指紋制度は憲法違反であり国際人権規約に違反するとして、自らが被告の立場で無罪を勝ち取るための闘争を続けてきた三四名三十一件の裁判を、日本政府は巧妙に封じ込め、裁判を受ける権利まで剥奪するという暴挙に出た。この恩赦強行の目的は、反外登法運動の分断にあることは明白である。それは一六才時の初回押捺拒否・新規入国者の押捺拒否・外登録切り替え申請遅延を恩赦の対象から外していることから窺える。今全国で一回も指紋を押していない拒否者が百名近くいる。この若き世代の闘いを、決して孤立させてはならない。来年一九

九〇年は最後の大量切り替えの年であり、今後の取り組みがいっそう問われることになる。

入管法改「正」案

と在日朝鮮人

報告者 飛田雄一

(神戸学生青年

センター)

今回の入管法改「正」案は、法務省によれば、在留資格制度の整備・在留活動の規制・法的保障の明確化を図るためのものである。その特徴は「不法就労」を厳しく規制しようとするものであるが、就労資格証明書制度や、不法就労助長罪の導入が、在日韓国・朝鮮人への就職差別の強化につながりはしないかと懸念される。

一方今回の改「正」案

では、従来の在留資格を定めていた四条がなくなり、二条の二に「在留資格及び在留期間」が新設された。改「正」案二条の二・三項によると、「永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年を越えることができない」とある。これにより、協定永住第三世代以降や法一二六号系列の人々にも、三年期限の定住者が簡易永住かの選択を迫り、入管法の枠内に押し込めようという意図がありありと見られるのである。

これまでの在留資格にも多々問題点はあったが法一二六号にしろ協定永住にしろ、いい悪いは別にして、それなりに在日の歴史を負った制度であった。それが、他の定住外国人とひとくくりにされることによって、在日の定住の原因となった歴史を無視し抹殺しようとしているのである。九一年問題にしても、我々が何もしなければ、協議不調ということ、何もなされることなく九一年一月一六日が過ぎていってしまうだろう。今後どういう闘いを展開してゆくのかという事的重要性が問われている。

日本籍朝鮮人と
民族的権利
尹 照子 (民族名
をとりもどす会)

報告者尹照子氏は、朝鮮人の父と日本人の母との間に生まれ、母の戸籍に入れられたため日本国籍をもつ。朝鮮人として生きるため尹姓を名乗り一九八三年来家庭裁判所に氏の変更を申し立てていたが、一九八九年四月ようやくそれが認められた。尹氏からは、日本籍者が朝鮮人として生きることにしているの思いも交えて、その民族的権利について報告があった。

混血者・帰化者といった日本籍朝鮮人は、国籍法の改正もあって、年々増加の一途をたどっている。帰化者イコール裏切り者・敗北者という図式は弱まりつつあるが、同胞の間でもまだ帰化者に対する風当りは強く、日本籍同胞とともに生きる取り組みの弱さを感じられる。日本籍を持ちながら朝鮮人として生きようとする人々の民族的権利も当然認められて然るべきである。民族名は人格権の一部であり、帰化時の日本的氏名の強制は創

氏改名に匹敵するものである。民族名をとりもどす会は、同胞社会からも孤立し分断されてきた日本籍朝鮮人に、国籍にと

らわれずに民族的生き方を選択し、結果することを選びかけ、本名を呼び名乗る運動の一翼を担っている。

入居差別に反対する シンポジウムを成功させよう！

2月28日(水)
午後6時30分～
芦原橋部落解放センター
2階大ホール(JR大阪環状線芦原橋)

入居差別実態調査の結果をもとに、入居差別裁判の論点の解説や在日韓国・朝鮮人差別としての入居差別の捉え方、更には、国際的な住居権保障の流れとの現状の比較、また、外国人労働者や留学生に対する入居差別との関連等々、様々な角度からこの問題にアプローチしていきたいと思います。また、実際に入居差別を経験された在日韓国・朝鮮人の人たちが集まり、声を上げていける場にもしていきたいと思います。

次回公判は、
3月2日(金)
午前10時に
大阪地裁 806
号法廷です。
傍聴お願いします。

第三分科会報告

教育 (人権保障 1)

集会の報告から

参加人員は七〇名。始めに梁昊氏より現在の人権教育の厳しい状況について説明があった。特に今回の補償・人権法の運動はこれまでの指紋の運動などと違い、反対する運動から共に築いていく運動へと変わっている。それは従来の運動に比べて大変苦勞の多い運動であることの認識が示された。具体的に補償・人権法と教育との関わりについて法案にそって解説がなされた。第一条が教育について規定したものであり、第一項で歴史的な反省に立つて民族教育の必要性、第二項で就職差別の撤廃、第三項では教育指針・基本方針策定の必要性、第四項で民族学校の地位の保障が規定されている。

民族学校の
位置付けについて
報告者 中島智子
(精華大学教員)

現在、在日朝鮮人の民族教育について規定した法律はなく、全て通達によって其の場主義的に処理されてきた。現在、総連系民族学校のすべてと東京・京都の韓国学園は各種学校として位置付けられ、白頭学園・金剛学園は私立学校である。民族学校が私立学校としての認可を受けるためには学校教育法の制約を受ける。学習指導要領に従わねばならないため、国語として日本語を、外国語として韓国語を学ぶ矛盾が起こる。



ため、種々のハンディを負う。例えば大学入學資格要件だけでなく、「大検」の受験資格にすら民族学校出身者はひっかかる。助成金もでない。各種奨学金の対象者から外される。寄付が免税の対称にならない。JRの通学定期も割高である。予防接種も有料である。これらの問題を補償・人

権法一条が求めるように、民族学校の自主性を尊重した方法で解決されることがのぞまれる。

横浜の教育問題との
取り組み
報告者 後藤 周
(横浜の民族差別
と闘う会)

横浜の民族差別と闘う取り組みは、一九七七年の市教委への質問状提出を契機に、民族差別と闘う会結成、信愛塾発足、そして市との交渉によるプロジェクト・チームを結成させ、市教委の方針に在日外国人児童生徒の人権に関する項目を盛り込むなどの成果を上げてきた。

しかし八一年には本名通学児童への教師によるいじめ事件が発覚、これ

を巡る市との交渉が難航し、八五年には市内の小中学校で民族差別事件が続発。市教委の取り組みの上滑りがあらわとなり交渉を再開したが、進展はみられなかった。

ところが八八年秋に入って、ある教師の部落差別発言をきっかけに、市教委のなかで学校教育での人権教育の必要性を認識し、体制を抜本的に整えようという機運がもりあがっており、今後の交渉の成果が期待される。

現在横浜の取り組みは歴史的転換点に立っている。決して樂觀できない状況が内外にあり、今後の取り組みの重要性を痛感している。

ふれあい館設立と
青丘社運動のあゆみ

報告者 原千代子
(社会福祉法人
青丘社)

一九八八年六月、川崎市が建設し、運営を在日韓国・朝鮮人が主体となっている社会福祉法人青丘社が行うという形で、ふれあい館がオープンした。全国でも初のケースである。

青丘社は、一九七三年から、日立闘争を契機に桜本地域の民族教育の実践を目指して活動を行ってきた。本名を呼び名乗る取り組み、児童手当や奨学金の国籍条項撤廃闘争など、民闘連と表裏一体となって地域活動・行政闘争を進めてきた。

一九八〇年代に入ると

「在日韓国・朝鮮人教育を考える会」が結成され市教委交渉に入った。同じ時期、指紋押捺拒否闘争が湧き起こり、三世を中心とした青年たちが「指紋拒否は日本人へのラブコール」と、拒否運動に参加した。

ふれあい館設立運動は一九八二年に、青丘社の実践の保障と会館の設立を求めて要望書を提出したところから始まった。地方自治法に明記されている「住民」としての市民権の内実を求める闘いであった。八五年には予算を勝ち取ったが、地元住民から、青丘社(朝鮮人)に運営を任せるのはおかしいという反対運動に合い、着工が一年遅れるトラブルもあった。

行政や地域の排外主義に基づく反対の動きを粘

り強く説得し、自治体を変えていくことの重要性を認識する取り組みであった。この取り組みを通して、故梶村秀樹先生の言葉「いかなる要求も自らの闘いで勝ち取ること」を身をもって学んだ。

今後の課題としては、「共に生きる」ことを原点に立ち帰り検証する必要性―一緒に何かやればともに生きることになるわけではなく、歴史的背景や文化の違いをありのままに受け止めつつ、手を携え生きる権利を獲得してゆくことの大切さを痛感した。また就労・働く権利の保障を求めて、市職員国籍条項撤廃をはじめ就職差別との闘いを進めなければならない。

神戸市国籍差別違憲訴訟第21回公判

2月16日(金)午後1時～
神戸地裁33号法廷
(12時50分地裁前集合)

大赦拒否国家賠償訴訟第4回口頭弁論

4月19日(木)午前10時～
大阪地裁

入居差別裁判第6回公判

3月2日(金)午前10時～
大阪地裁806号法廷
(11ページに関連記事)

その他にも各地で様々な裁判が開かれています。傍聴の支援活動やカンパ活動へのご協力をお願いします。

第四分科会報告

生活保障(人権保障2)

大阪民闘連 小塩公子

第四分科会「人権保障」の報告は「住宅差別訴訟」

「教員採用国籍条項撤廃を求める裁判闘争」と誌上報告二本である。まず徐正禹大阪民闘連事務局長が、「補償・人権法」の人権保障にかかわる各項目を説明、その後具体的な実践報告に入った。

「足かせ」とも
言える日韓協定

日韓法的地位協定で、「人権保障」に関わるのは第四条の「協定永住取得者については、教育、生活保護及び国民健康保険に関して妥当な考慮をはかる」という内容だけである。これでは、従来と何ら変わることなく、こと「教育」については、協定に伴う通達によりむしろ「後退」とも言える



措置がとられることになる。(例えば、正規授業時間帯での民族教育は課外扱い、民族学校は正式認可しない等。)そしてその他全ては、一般外国人と同様に扱うということであり、韓国政府が調印したという事実、七〇年代の在日韓国・朝鮮人の人権擁護闘争にとって「足かせ」となっていたのである。

日立闘争に始まる民間連運動は、在日の自立した闘いと日本人の連帯によって数多くの成果をおさめ、「足かせ」を突破していった。その一五年の蓄積が、「補償・人権法」の内容に記されている。これまで、不完全ながら達成されつつある形式的平等から、実質的差別是正のための積極措置と民族性の保障を定めたものである。

住宅差別訴訟

裁判の原告、裴建一さんは、八九年一月に韓国籍を理由にマンション入居を拒否され、四月に提訴した。一〇年前に、大阪市生野区で問題になり、国会でもとりあげられたが、それ以後は入居差別が野放しにされてきたの

が実情である。

裴さんの報告を受け、会場からそれぞれの入居差別の体験談を出してもらった。実態は「やはり」厳しい。「国籍を告げたとたん先約があると婉曲に断られた」「日本人の保証人をつけてくれと言われた」「留学生が下宿を捜すのに苦労した」「実態調査では、不動産業者が紹介できる物件はないと公言した」等々。

今回の裁判で、被告の家主、業者の差別意識や行政の怠慢は言うまでもなく、問われているのは日本人一人一人の人権意識である。さらには、差別的取扱を行うのは、在日韓国・朝鮮人の経営する業者も例外でなく、同胞社会に諦めにも似た入居差別を容認する風潮があることも問題である。

根底に、国がきちんとした住宅政策を持たないために、家主の「オレのものを誰に貸そうが勝手だ」というエゴを増長させているという問題もあり、差別の根は深いと言える。

教員採用 国籍条項撤廃訴訟

福岡の教員採用国籍条項撤廃を求める裁判は、八八年に県教委が周人植君の提出した受験願書不受理に対して、明くる年三月提訴により始まった。

一〇月には、福岡県弁護士連合会が人権救済の申し立てを受け勧告を行い、「支える会」と「求める会」は声明文を出している。また、交渉に応じない県教委に公開質問状を出すなど、法廷外の

取り組みも行われている。

会場からは、各地の状況が報告されたが、八二年の文部省通達以後、すでに国籍条項を撤廃している自治体においても、水面化で「排除」しているようである。朗報として、東京都立荒川工業高校に高幹明さん（韓国籍）が、高校実習教員に陳寿美さん（中国籍）がこの四月に採用された。東京では、通達以来八年ぶりの採用である。ただし、工業高校という専門的な分野でもあり、樂觀はできない。

一方で、文部省の矛盾もますます明確になっている。教科書問題、教育の国粋化の中で、文部省通達が出され、外国人教員排除が方針として打ち出された。ところが、その後の国際化の波が押し

寄せ、海外から英語教員が招かれている。在日二・三世の韓国・朝鮮人青年が、日本の教育を受けて、教員免許を得ながらも、外国人だからと排除されることの矛盾はだれが見ても明らかである。

神戸市 国籍差別違憲訴訟

神戸市国籍差別違憲訴訟は四年目に入り、ようやく八月に島根大学岡崎先生の証言が行われた。

神戸重草さんから、手弁当で支えられてきた裁判と、播磨町役場での受験拒否事件の報告が行われた。播磨町は「ただす会」との交渉と、全国の民闘連関係者による電話攻勢により、国籍条項を撤廃し、二次募集を実施する約束をした。残るは、差

別にあった本人を採用させるための闘いであり、町長あての申し入れを各地から行うことが提案された。（一二月に実施された試験では、本人の検討にもかかわらず採用には至りませんでした。）

会場から、石川県や東京都からの国籍条項撤廃に向けた交渉報告が行われた。

もう一つの流れとして、内部での転職試験による国籍条項撤廃への動きがある。東京都杉並区の給食調理員・金泰和さんは、七月に一般事務職への転職試験の願書を提出したが、職員課の手もとに置かれたまま試験を受けられない状態にある。政令指定都市の東京都二三区は、一般事務職の門戸を閉ざしている。郵便局同胞の会の李昌幸さんたち

は、毎年後輩の受験指導を実施し、すでに一〇数名の同胞が入局。ただし内務職には国籍の壁が存在し、避けられない課題であること。川崎市環境保全局に今年から勤務する南正元さんも、将来的には一般事務職への転職試験にトライしたいと決意表明。外と内からの闘いを今後広げなければならない。

以上の他にも、川崎信用農協差別事件と総通割賦販売拒否事件の報告はニュースの記事になりましたので省略しました。

分科会報告

地域実践交流会

高槻むくげの会 土口岨篤馬士心

地域実践交流会の参加者は二二名。人数こそ少ないですが、地元川崎の青丘社、ふれあい館をはじめ、東京荒川の本母舎、コブクの会、横浜の信愛塾、大阪の八尾のトッカビ子ども会、蛇草アリランの会、高槻むくげの会、部落解放西成支部青年部さらに、埼玉、石川など前回の地域活動分科会に比べより広範な地域からの参加がありました。

まず、参加各地域の活動報告から始まりました。紙面の関係上、資料集を参照していただきたいのですが、新たに在日韓国・朝鮮人子ども会の取り

組みが始められている西成地区の活動のみ記しておきたいと思います。

西成地区は二千人の在日韓国・朝鮮人が居住している被差別部落。その西成地区で、解放運動の中で育ってきた在日韓国・朝鮮人青年たちが在日としての課題を正面から取り組もうと八九年二月に解放子ども会の在日韓国・朝鮮人部会として活動を開始したというもの。蛇草アリランの会と同じ、解放運動の下での活動であるというジレンマをもちながらも、民族文化に触れる経験が少なかった在日韓国・朝鮮人の子ど

もの完全結集を目指して頑張っていたという新鮮な思いの伝わる報告でした。

討論は、主に子ども会活動をどういった視点でどう取り組んでいくかという所に集中しました。

「現在、民族文化の取り組みが公教育を始め各地域活動で行われているが、果たして文化を身につけることが差別と闘う力になるのか、指導者の資質、人数、そして時間など、限られた条件の中

ではむしろ子ども達の現実を見据えた活動、例えば仲間作りなり、歴史や差別の現実を学ぶことのほうがより大切なのではないか」「民族文化の取り組みを行っている子ども会が「温室」になっている面がある。在日韓国・朝鮮人ということを明ら

かにし、差別に向き合っていくという意味で「世間に通用する」子どもを育てていくには、反差別の視点に立った取り組みを進めていかなければならない」といったことなどが各地域の意見として出されました。

また、具体的な実践を例に、「文化的取り組みが民族差別と向き合っていく一つのステップであることを忘れてはならない」という意見も出されました。



最後に、民族教育が形式に流されるのではなく民族差別と闘っていくという視点の中で初めて民族教育が生きてくるということを押さえてこの一年活動をし、来年その実践をもって再開しようという確認し交流会を終えました。

「論議が子ども会活動に集中し、取り組みの中の悩みの交換や、親への取り組み、識字活動、地域の組織化などの課題について討論できなかった」「一泊二日だということ、時間が少なかったのでは」という参加者の意見もありましたが、ここ何年か議論してきた子ども会を進めていく上での視点をどう捉えるかという問題について深められたことは、一つの成果であったと思います。

高 校 生 交 流 会



高校生交流会は、総数四三名（高校生三名、大人一名）で行われました。地域別でみると、大阪（一〇）、兵庫（四）岡山（一）、奈良（一）、石川（二）、横浜（三）、川崎（一）の高校生が参加しました。閉会の全体会の時の高校生の報告を紹介します。

『高校生交流会は、まず一時間ほど「ある手紙の問いかけ」という在日韓国・朝鮮人問題のビデオを観ました。それから三つの班に分かれて話し合いをしました。』

ビデオで一番印象に残ったのは、日本人の男の人が実際に強制連行でたくさんの人を連れて来たことを隠さずに話している、もう隠すことはしないでほしいと言ったことです。こういう風に思う人ばかりだったらいいのと思いました。

交流会では、日本人と朝鮮人が混じりあって話し合いをしたんですけれども、一緒に活動をしている、相手を傷つけないとか、自分が傷つけないとかいうことで遠慮した隔たりのある気持ちがお互いにあるので

はないかということの話し合われました。

自然と本名で生きている人もいれば、本名で自分を出して生きたくても回りがそんな環境じゃない人もいて、すごい勇気があることで、やっぱり怖いと言う話も出ました。

指紋を押す人の気持ちについて考えました。

誰も望んで指紋を押す人はいないし、家庭の事情とかでどうしても押さざるを得なかった人もいることも聞きました。これから、指紋をどうしようか考えているということ話を話し合いました。

その後、地域や学校で自分たちがやっている活動をそれぞれが報告していききました。本名を名乗りやすい所があれば、在日がたった一人だけという所もあって、本当に地

域によって進んでいるところやしんどいところがあるなあとということを話し合いました。

最後に、時間が足りなくて、話し合いの途中で切ったから、もう少し時間が欲しかったというのはみんな思っていたと思います。活動している地域はそれぞれ離れていても、あらゆる差別をなくしていきたいという気持ちは一つだということを実感できた感じです。

今まで自分らがやってきたことは話し合えたけれど、それならこれから本名でどうしていくかというようなところまで話が発展していけなかったのは少し残念な気がします。

いろんな人の話が聞けて、いい交流会になったと思います。』

次は兵庫で全国集会!

兵庫からの

近況報告と決意

兵庫民関連 黄 光 男

兵庫民関連が専従体制を初めて作ったのが、今から九年前。尼崎に事務所を借り電話を付け、そして専従一人をおいた。地域でうさぎ子供会が定着し始めていた頃で、その指導員としても活動していた。しかし、その後数ヶ月間の間に専従が三回も入れ替わり、そして専従体制は二年余りでもどおってしまった。細々と、事務局が月に一回程度、定例会をもつことでつながっていた。

各地で地道にそして粘り強い運動が広がっていった。県下の各市の公務員の門戸が、これも教師の力を中心にひらかれていった。現在では、一般事務職員に国籍条項を設けているのは、兵庫県と神戸市だけとなった。しかし昨年九月、播磨町で在日韓国人が受験を拒否された。なんと国籍条項が設けられていたのだ。事件の経過は別に譲るとするが、県下に七〇ほどの町役場があるが、国籍条項を設けている町は、相当数あるようである。実態

がつかめていない。兵庫民関連は、尼崎を中心に地域に根ざした運動を試みたが、現実はその間に甘くない。人をおいて場所を確保する。金の要る話は、シビアである。運動が盛り上がりないうところには、ゼニは集まってこない。しかし最近の兵庫の状況は、尼崎だけにとどまらず、各地で地道な運動が広がりつつある。また、県下を見渡した総括的な運動が必要になってきた。それにはどうしても「兵庫民関連」として各地域の連係を取り持つ事務局がなければならぬ。今、各地に、様々な人々の連なりができつつある。これを兵庫民関連の運動のバネとし、時間がかかってもいいから、運

動の実を作っていくたいと考えている。

今年、全国交流集会を神戸で行うにあたり、運動の拠点を神戸に移しつつ、一足飛びにはいかないが、専従体制を作る足掛りにしたいと思っている。

在日韓国人の受験を拒

否した「播磨町」は、その後の話し合いで受験を受け入れたものの、結果は不合格であった。運動の弱さからの結果か。とにかく、兵庫民関連が運動の足腰を鍛えなければならぬと痛感した。全国のみなさんのご支援をお願いします。

好評発売中!!

「在日韓国・朝鮮人の補償・人権法」

— 在日植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして —
民族差別と闘う連絡協議会編

【本書の内容】

ひとつの「法案」を世に問うにあたって

第1部 植民地支配と在日韓国・朝鮮人

植民地支配のあらまし 植民地支配の犠牲者 他

第2部 戦後補償 目的 定義 謝罪と責務 対象者 個人補償 全体補償 他

第3部 基本的地位 特別永住権の設定 居住権 参政権 他

第4部 人権保障 教育 雇用および労働 社会保障 経済活動 他

第5部 審議会等 審議会 行政組織の整備 調査 啓発 日本国籍者への準用 他

【発行】 新泉社

【定価】 ￥1236 (本体 ￥1200)

※大阪民関連 (☎06-972-1608) 神奈川民関連 (☎044-288-2997) でも扱っています。価格は、注文冊数によって相談に応じます。

「分割払いお断り」

総通が全面謝罪

差別撤廃と社内研修の充実、
在日韓国・朝鮮人職員の積極採用を約束

外国籍であることを理由に在日韓国・朝鮮人に対する割賦販売を拒否してきた総通（テレビショッピング部門は「日本直販」）が、一二月五日に神奈川民闘連、一二月四日に大阪民闘連との話し合いの場で、これまでの「差別受付をする会社ではない」という認識を改め、偏見に基づく差別をしていた事実を初めて認め、全面謝罪した。

総通からの回答書

一〇月に大阪民闘連と神奈川民闘連から出された抗議文に対する総通側

の回答は、「在日韓国・朝鮮人の定住の実態、経済活動の実態からみて、割賦販売拒否の理由と考えられる『国へ持ち逃げされる恐れがある』『お金を払わない』などの判断は、全く偏見に他ならない」とし、偏見に基づく差別制度が、「長期間にわたって放置され、内部から問題を指摘する声が上がってこなかったことは、弊社の体質が問われる」との認識を示している。

不誠実な対応を謝罪

また、これまで民闘連

の抗議に対して、「社内規定の存在を認めなかったり、事実関係を曖昧にしたり、二転、三転させたりしてきましたことは差別を差別として認識せず、差別の重みを感じないままに被差別者の声を無視し、自らの責任を回避しようとする極めて不誠実な対応であったと深く反省」の意を示している。

今後の取り組み

更に総通は、差別事件を招いた原因を「同じ職場の在日韓国・朝鮮人が日本名で働かざるを得なくなっている状況に気付かずにいる現状からも社内の人権意識の低さや、社内研修がなされていなかったこと」にあるとして、次のような「今後の

取り組み」を示した。

- ①民族差別につながるあらゆる業務内容の改善
- ②在日韓国・朝鮮人職員の積極採用と本名で働ける職場作り
- ③社内研修の徹底（管理職特別研修、全体特別研修、定期研修）
- ④社内の差別を恒常的に点検するための機構「国際化対応委員会」の設置
- ⑤新聞を通じての謝罪

民闘連は、報告を受けながら適切な指導を怠った通信販売協会に対して、総通側から協会研修の必要性を申し入れていくことを要求。総通側もこれを認めた。

総通側の姿勢は、基本的には評価できるものであったが、まだまだ内実の伴っていない点もみられた。しかし、これから努力していかうとする姿勢を信頼し、「今後に期待するから、しっかり頑張って欲しい。これからが本場に試されているんだ」という声がかけられていた。



近年まれに見る悪質な民族差別

事実確認会で川崎信用農協を厳しく追求

● 膳本提出が採用の条件

近年まれに見る悪質な民族差別事件が発生した。夏休みも終わりに近い八月二十九日午前、川崎信用農業協同組合（以下、信用農協）を会社見学した県立大師高校の在日韓国・朝鮮人生徒A子さんが面接で本籍を尋ねられ、戸籍膳本の提出を求められた。さらに同日午後、信用農協の

担当者が大師高校を訪れ、「戸籍膳本の提出が採用の条件」「今まで外国籍の生徒を二回採用したが、すぐやめてしまった」を理由に、露骨な応募拒否の態度を示した。

大師高校は、これが明らかな就職差別であるとして、八月三十一日、

信用農協と話し合いを持ち、A子さんの受験機会を求める質問書を提出した。九月一日に信用農協からの回答があり、A子さんの受験機会は保障されたが、就職差別を受けたA子さんに受験の意志はなく、A子さんは別の会社を受験し内定が決まっている。

● 共闘会議の結成

九月一日の回答で信用農協は今回の就職差別について「深謝申しあげます」と書いてはいるが、大師高校にとってこの回答は満足できるものではなかった。本籍を尋ねたこと、戸籍膳本の提出を求めたこと、学校

に来て応募を断わったことが差別であつたという認識が回答にはいっさいなかったからだ。大師高校は十五日、再質問書を信用農協に提出した。

しかし、度重なる催促にもかかわらず、信用農協からの回答は得られなかった。十月十六日、大師高校は今回の就職差別事件を職安へ正式に報告する。さらに分会総会で、高教組本部に対する要望書を採択し、本部への取り組み要請を行なう。そしてこれを受ける形で、高教組が神奈川県民闘連、部落解放同盟神奈川県連などに働きかけ、「川崎信用農業協同組合の民族差別を糾す共闘会議」が結成されたのである。信用農協の

【信用農協就職差別の経緯】

- 8/29 県立大師高校の在日韓国・朝鮮人生徒A子、会社見学で本籍を尋ねられ、謄本の提出を求められる。担当者が大師高校を訪れ、応募拒否の態度を示す。
- 8/31 大師高校と信用農協の話し合い。質問書を渡す。
- 9/1 信用農協から回答がある。受験機会は保障されるが、問題点多し。
- 10/5 信用農協へ再質問書出す。
- 10/13 信用農協、再回答を拒否。
- 10/16 職安へ正式に報告。信用農協、再回答を再度拒否。
- 10/25 大師高校、同和教育研修会でこの問題を取り上げる。
- 10/30 職安、信用農協を行政指導する。
- 11/9 共闘会議、県へ申し入れ。
- 11/20 東京新聞に事件の記事。
- 11/21 共闘会議、信用農協へ申し入れ。
- 12/13 第1回事実確認会

第一回事実確認会が十二月十三日午後六時から川崎市産業振興会館で行なわれた。信用農協からは田口組合長、金子専務、吉沢参事、高木総務部長の四名が、県行政からは労働

部、渉外部、農政部、教育庁の代表が、市行政からは勤労市民室の代表が出席した。共闘会議からは教員、在日韓国・朝鮮人のオモニ、青年など百名を超える参加者があった。

事実確認会では、本籍を尋ねたことと、戸籍謄本の提出を求めたことについて議論が集中した。この点に関して信用農協側からは、「就業規則にもとづき本籍を聞いた」「慣習として謄本を取っていた」「謄本の提出は組合設立時からだと思う」「行政指導があつたにもかかわらず、

民族差別は大師高校のA子さんだけに向けられたものではなく、在日韓国・朝鮮人六十八万人に向けられたものであるというのが、共闘会議の共通認識であつた。

と、戸籍謄本の提出を求めたことについて議論が集中した。この点に関して信用農協側からは、「就業規則にもとづき本籍を聞いた」「慣習として謄本を取っていた」「謄本の提出は組合設立時からだと思う」「行政指導があつたにもかかわらず、

謄本を取っていたのは認識が欠けていたから」「謄本の提出は経甲金支給のため」などの発言があつた。

●予断と偏見が差別を生む

しかし、一昨年や今回の就職差別を見ても分かるように、信用農協の中に在日韓国・朝鮮人に対する予断と偏見(家族の経済状況を聞く、危険防止という観点から謄本を取っているなど)が存在していることは確かである。その予断と偏見が本籍を尋ねるといふ行為、謄本の提出を求めるという制度と結びつく形で民族差別、就職差別が生み出されていったことが事実確認会で明らかにされた。

事実確認会は約三時間行なわれたが、不透明な部分が多いので、一月中に第二回事実確認会を行なうことがその場で確認された。

(南)

報生口

川崎市職員採用の

国籍条項撤廃を

求める交渉

神奈川民闘連 前山 淳

神奈川民闘連から川崎

市に市職員採用の国籍条項撤廃を求める要望書を提出したのが八八年七月一八日でした。主に就労・進路についての質問と撤廃の要望など、十八項目のものです。その場で市助役(現在市長)らと今後話し合いを進めていく事を約束しました。

第一回交渉が八八年一月一日に行われ、その後八回の交渉が持たれました。第一回から第四回(六六八)までは総務局人事部が窓口となり行政側のまとめ役になりました。第一回交渉で「一般市民と平等な対応をし

ている」という回答が問題になり「平等」ではな

い川崎市の差別例が次々に出され、市は無責任なその回答を撤回しました。

その後市は関係局の係長以上からなるプロジェクトチームを作り要望書の回答と行政内部の学習・調査を進めていくことを約束しました。そして、年間スケジュールが示され、チームの名称・認識

・目的などで両者合意し文書確認を約束しました。しかし、その文書確認をする第五回交渉(六八七三)から窓口が突然変更されプロジェクトチームの位置付けも変わりました。

た。(現在市民局勤労市

民室が窓口)この変更か

ら文書確認は「市長決済がとれない」という理由

で事実上棚上げされ、それまでの確認事項の再確

認に交渉の場が費やされました。第六回交渉(六

八三)でプロジェクトチ

ームに関する、名称(外国人市民施策推進幹事会

・認識・目的の合意。プロジェクトチームは施

策の推進と民闘連との交渉をするという二面性を

持つことを確認。第七回(六八三)交渉で、要望

に対する六八三付再開等の撤回と合意後の再回

答を要求。プロジェクトチームの設置要項に認識、

目的が反映されていないことへの抗議と認識、目

的の反映を要求。そして第八回交渉(六八三三)ようやく再回答

の検討が出来ると思っ

ていました。しかしプロジ

ェクトチーム設置要項案(民闘連の要求を入れた

が示されましたが九〇年二月に解散を宣告。そ

の後は市が施策をすすめるよう検討する(のでプロ

ジェクトチームの役目は終わった?)。プロジ

ェクトチームでの施策検討課題二五項目の提示と

説明(項目の読み上げにすぎないが)、再開等の

提示(前回回答との変化の説明と若干の質疑)な

どもありました。民闘連とプロジェクトチ

ームとの間に検討していく場を保障せず、勤労市民室

が交渉を受け持つということに断固抗議。さらに

再回答の中で民間の就職差別に関する事例の公表

件(別項で報告してある

と思いますが)を知りな

がらも実態把握をしてい

ないから就職差別はあるかどうか知らないとする

態度、第五回交渉以降の引き延ばしと思えな

い対応や交渉継続の約束違反、事実上の交渉打ち

きりなどに怒りを爆発。交渉相手として信頼でき

ないとして次回交渉に市長の出席を要求し事務折

衝をもって今後を協議するということで第八回交

渉は終わりました。

要望書を提出してから一年半。国籍条項撤廃に

触れていないことを除けば、二五項目の検討課題

の内容はすばらしいものですから、それが市の施策課題として取り組まれ

ることを願ってやみません。長い闘いになるよう

ですが息長く続けていきましょう。

報生口

大阪府との総合交渉

「青年洋上大学」国籍条項撤廃! 地道な協議を継続させよう!

大阪民関連は一月二

九日、大阪府と「在日韓

国・朝鮮人に対する差別

撤廃及び人権保障」に関

する総合交渉を行いました。

大阪府との総合交渉

は昨年続き二度目にな

ります。今回は、「近畿青

年洋上大学」の国籍条項、

入居差別、日本直販の割

賦販売差別、就職差別、

コカ・コーラ育英会奨学

ることになったのは成果
だったと思います。これ
は、大阪民関連からの抗
議を受けた大阪府が今年
九月に他府県に働きかけ
て実現したものです。

「入居問題は決裂」

入居差別に関しては、

府が民間に援助して建築

する「大阪府特定賃貸住

宅」の広告看板に、「日

本国籍を有する方」と明

記されていた件について

取り上げました。ところ

が、担当部局の建築部建

大阪民関連

いを打ちきり、担当者に
反省を促しました。

「日本直販」問題

日本直販の割賦販売差

別に関しては、生活文化
部が対応しました。始め

に、以前に「企業には消
費者を選ぶ自由があるの

で、外国人が割賦販売を
拒否されても仕方ない。

府民消費生活センターで
はこの問題を扱えない」

と対応してきたことにつ
いて、謝罪がなされまし

た。そして部内の指導を
徹底すると同時に、消費

生活に関わる民族差別に
対し、府民消費生活セン

ターで相談に応じ、指導
対応してゆくという基本

姿勢を明らかにしました。

「就職、コーラ問題」

就職差別に関しては教
育委員会と労働部と大阪

民関連の三者で、まずは
新卒者の就職実態調査の

方法に関する協議を始め
ていくということで一致

しました。しかし、就職
差別した企業に対するそ

の後の指導が徹底されて
おらず、「喉元過ぎれば

・・・」という差別企業
の対応を許してしまっ

ている点が指摘され、今後
の課題として残りました

「自国民を優先する」と

して未だ謝罪を拒否し、

反省の色を全く見せない
コカ・コーラ育英会に対

しても、教育委員会と労
働部と大阪民関連の三者

で同育英会との話しいの
場を求めていくことが確

認されています。

「今後の課題」

総じて、交渉の場では
それなりの回答を示すも

の、その後、実際化し
てゆく具体的行動が伴っ

ていません。自らの課題
をして行政が自発的に行

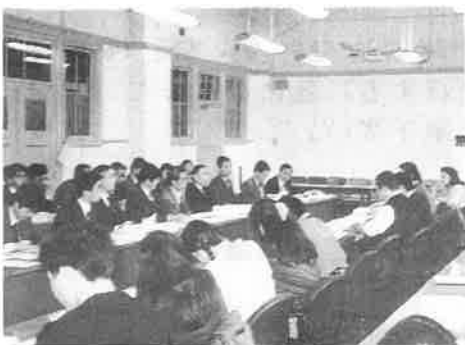
動をおこすべきであると
いうのは当然ですが、一

方で、昨年度の交渉後、
その回答をタテに大阪府

に具体的に切り込んでゆ
く方針を持てていなかっ

たのも事実です。これを
教訓に緻密で粘り強い行

政闘争を続けていきたい
と考えています。



< 1 1 . 1 2 . 1 月おもな動き >

- 11/ 2 李敬宰氏、琴尚一氏に免訴判決
(最高裁)
- 6 入居差別第4回公判(大阪地裁)
- 8 公務員の国籍条項撤廃を求める
杉並区役所交渉(在日外国人の
公務員採用をすすめる東京連絡
会他)
- 11 入管法改悪を許すな 11.11緊急
集会(90年協議会)
- 14 金明観氏に免訴判決(最高裁)
(外登証受領拒否に限り罰金1万
5千円、執行猶予2年の判決)
- 18~19 第15回民闘連全国交流集会
(川崎)
- 20 日産車体本社への抗議行動(地
上げ反対! ウトロを守る会)
- 21 川崎信用農協へ事実確認会出席
要請(共闘会議)
- 22 郵便局外務職差別国籍条項撤廃
5周年集会(郵便局同胞の会)
- 29 第2回大阪府との総合交渉(大
阪民闘連)
- 12/ 4 神戸市国籍差別違憲訴訟第20
回公判(神戸地裁)
- 5 総通抗議集会(神奈川民闘連)
- 8 新入管法成立
- 9 指紋カードをなくせ! 1990
年協議会発足集会
- 13 川崎信用農協との第1回事実確
認会(共闘会議)
- 14 総通抗議集会(大阪民闘連)
- 18 入居差別第5回公判
- 18~19 第103回民闘連代表者会
議(川崎)
- 21 八尾市との総合交渉(安中同胞
親睦会)
- 20 第3回韓日アジア局長会議
(東京)
- 23 入居問題で大建事業所本部への
抗議行動(大阪民闘連)
- 27 第8回川崎市交渉(神奈川民闘
連)
- 1/17 川崎信用農協第2回事実確認会
(共闘会議)
- 18 大赦拒否訴訟第3回公判(大阪
地裁)
- 24 福岡教採国籍条項第4回公判
- 30 マッキントッシュ氏在留権訴訟
第13回公判
- 26~31 命・愛人権展(川崎西武)

◆◆◆ 全国民闘連ニュース購読者募集 ◆◆◆

毎月発行に伴い、この度年間購読料を値上げすることになりました。より充実した内容を目指します。御了承下さい。

購読料 年間3000円

送金方法 郵便振込 「大阪9-76163」

「民族差別と闘う連絡協議会」

お問い合わせ

大阪民闘連 ☎06-972-1608

神奈川民闘連 ☎044-288-2997

なお、別途、大阪民闘連、神奈川民闘連は、運動維持のため会員制度を設けています。各会員には、全国民闘連ニュース(購読料不要)の他に、それぞれの地域の取り組みのご案内をお送りします。是非、地域運動を支えるためにご入会下さい。詳しくは、上記お問い合わせ先まで。